

合併特例区協議会のとりくみ

平成23年度 第11回 富合町合併特例区協議会

開催日:2月10日(水) 場所:アスパル富合研修室

- 協議1. 富合町合併特例区長の給与および旅費に関する規則の一部改正について
改正案 区長の月額報酬は、631,800円とする。 期末手当は2,237,000円(年額)
現行 区長の月額報酬は、634,800円 期末手当は2,248,000円(年額)
- 協議2. 富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について
改正案 構成員の報酬は、月額186,100円とする。
現行 構成員の報酬は、月額187,000円
- 平成24年4月1日から施行
- 協議1・2の改正案を協議後同意。
- 協議3. 平成23年度富合町合併特例区一般会計補正予算について
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,451,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,907,000円とする。
- | | | | | | |
|------|----|----------|-------------|----------------|----------|
| 主な補正 | 歳入 | 合併特例区交付金 | △9,010,000円 | 使用料および手数料 | 780,000円 |
| | | 繰越金 | 3,839,000円 | | |
| | 歳出 | 総務費 | △2,146,000円 | 合併特例区協議会構成員報酬他 | |
| | | 衛生費 | △561,000円 | 健康の里推進費 | |
| | | 土木費 | △36,000円 | 公園管理費 | |
| | | 教育費 | △1,708,000円 | 保健体育施設費 | |
- 各項目について詳細な説明を受け、協議後同意。
- 協議4. 平成24年度富合町合併特例区一般会計当初予算について
各項目について協議後同意。詳細内容については市議会後に掲載します。
- 協議5. 合併特例区終了後の特例区事業について
富合町合併特例区事業 ①富合町体育祭 ②富合町駅伝大会 ③富合町成人式
④富合町文化祭 ⑤健康祭 ⑥産業祭 ⑦富合町ふるさと祭り
⑧さわやか学級 ⑨保健事業
- 以上の事業について今後の方針、課題等について各担当班より詳細な説明を受け、検討、協議。富合校区自治協議会との協議も重ねながら今後の方針を決定していく事を確認。

第4回 校区自治協議会設立検討委員会

平成24年2月21日(火) 午後7時～午後9時

- 協議内容 ①平成24年度運営計画(案)
富合校区自治協議会設立総会を5月に計画。
平成24年度は、特例区事業(ふるさと祭り、体育祭等)を、校区自治協議会が共催として協力・運営に関わり、合併特例区終了後の事業のあり方について、校区自治協議会で協議・検討していく。
定例会は年4回。役員会を5回開催する。通年、各種団体間の連絡調整を実施。
- ②平成24年度収支予算(案) 市運営補助金は校区自治協議会へ年間20万円である。共催する特例区事業は特例区予算で実施する。
収入には、市運営補助金(5月設立として)183,000円を収入として計上。会運営に支出。
- ①案②案を設立総会へ提出することを承認。
- ③校区自治協議会への加入届け 各地区は地区長、団体は団体長が届け出る。
・地区の総会終了区は3月末までに提出。年度総会が4月以降の地区は総会終了後に。
・自治協議会代表者は、各種団体で選出。
- ④次回検討会は3月15日(木)午後7時開催とする。

熊本市政令指定都市移行 説明会 平成24年2月7日

政令指定都市移行は4月1日。説明会には40人が参加。

説明内容・政令指定都市移行による効果

- ・行政区設置に伴う住所表示の変更について
- ・区役所・出張所・本庁の業務について
- ・国道道の引き継ぎと土木業務の窓口について等々

各世帯に配布されたガイドブック「政令指定都市移行に伴うお知らせ」に記載されています。



説明会には南区役所区長の永目区長も出席